

# 個人情報保護規程

\*\*\*\*\* (略)

## (定義)

### 第2条

この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当して特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、次項に定める個人番号については、番号法の規定により、死者に関する情報であっても個人情報とする。

- ① 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号等個人を識別する情報
- ② 個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報（評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報を含む）
- ③ 個人別に付された番号、記号その他の符号により暗号化された情報
- ④ 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該死者に関する情報は生存する遺族等に関する個人情報
- ⑤ 法人その他の団体に勤務する役員、従業員等に関する情報（法人その他の団体に関する情報を除く）
- ⑥ 特定個人情報

### 第2項

この規程において「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために、住民票を有する全ての者（住民票コードが住民票に記載されている日本国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人）に対して、住所地市区町村長が指定するものをいう。

\*\*\*\*\* (略)

## (個人番号の提供の要求)

### 第7条

当事務所は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、個人番号関係事務実施者として、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

## (個人番号の取得に係る本人確認の措置)

## 第8条

当事務所は、個人番号関係事務実施者として、前条の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として番号法施行令第12条第1項第2号に掲げる書類の提示を受ける措置を講じなければならない。

\*\*\*\*\* (略)

### (利用目的による制限)

## 第11条

当事務所は、次の各号に該当する場合を除き、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（個人番号及び特定個人情報を除く。）を取り扱ってはならない。

- ① 予め本人の同意を得た場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体の委託を受けて、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

\*\*\*\*\* (略)